

さいたま市告示第 1396 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第 7 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 27 日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

経済局農業政策部農業政策課

告示期間の期限日（令和 8 年 9 月 10 日まで）

[illegible]